

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく  
登録確認機関に関する省令（案）等に対する意見公募要領

令和7年10月31日  
経済産業省GXグループ  
環境経済室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

第217回国会において、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第52号）（以下「改正法」という。）が成立しました。

このうち、改正法のうち、登録確認機関の登録に係る部分に関しては、改正法の本施行日（令和8年4月1日）より前に施行することとされているところ（改正法附則第1条第2号及び第6条）、必要な省令等を制定します。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令（案）等

※上記に係る個別の法令としては以下のとおり。

- ・ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令（案）
- ・ 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示（案）

3. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（2）窓口での配布

経済産業省GXグループ環境経済室

（東京都千代田区霞が関1—3—1 経済産業省別館5階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年10月31日（金）～令和7年11月30日（日）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

の意見提出フォームからご提出ください。

（2）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省GXグループ環境経済室 パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-R6gx-law-soukatsu@meti.go.jp

（電子メールの件名を「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令（案）等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

